

丹波篠山市男女共同参画審議会 委員名簿

No.	役職	氏名	選出団体・役職	備考
1	会長	高山 和子	元丹波篠山市社会福祉協議会 理事	
2	副会長	泉 より子	丹波篠山市民生委員児童委員協議会 会長	
3	委員	濱口 清子	学識経験者	
4	委員	瀧山 玲子	丹波篠山市人権・同和教育研究協議会 副会長	
5	委員	畑中さとる	丹波篠山市社会福祉協議会 理事	改選
6	委員	小南 稔彦	丹波篠山市商工会 副会長	
7	委員	宮倉 剛	丹波篠山市 PTA 協議会 理事	
8	委員	北川 敦雄	一般社団法人 丹波篠山市観光協会 事務局長	
9	委員	角谷 慶治	柏原人権擁護委員協議会 常任委員	
10	委員	待場紀代美	丹波篠山市愛育会 副会長	改選
11	委員	青木 恵由	丹波篠山市自治会長会 理事	
12	委員	岩崎裕見子	中野母親クラブ 会員	

(敬称略)

○丹波篠山市男女共同参画審議会要綱

平成19年12月27日

要綱第63号

改正 令和4年3月25日要綱第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における男女共同参画に関する政策を総合的、かつ、効率的に推進するため、丹波篠山市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 丹波篠山市男女共同参画プランの推進について審議し、意見を述べる。
 - (2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画に関する基本的、かつ、重要な事項を調査審議する。
- 2 前項に掲げる事項のほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 公募市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に、会長と副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 審議会に、その事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民生活部が行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日要綱第12号)

この要綱は、公布の日から施行する。

第3次丹波篠山市男女共同参画プラン進捗状況について(令和4年度～令和13年度)

基本目標	推進項目	取組内容	取組項目	取組事業	事業内容	計画策定時の現状値(R3)	実績値(R5)	実績値(R6)	成果指標(R13)	所管課
①市全体で男女共同参画に取り組むまち	男女共同参画意識の浸透・定着	1 意識浸透を進める啓発活動の展開	1 広報、啓発の充実	1 男女共同参画セミナー・講演会の開催	ニーズに合わせた多様なセミナー等を開催し、より多くの市民に男女共同参画の理解を深めてもらう学習の場を提供する。エンパワーメントの機会提供と支援。参画する力を身につけるため、各種セミナーや講演会を開催し、学習機会を充実させるとともに、関係機関で開催するセミナー等の情報提供を行う。	セミナー等参加者の満足度(アンケートの「とても満足」「満足」の割合)67%	セミナー等の参加者の満足度(アンケートの「とても満足」「満足」の割合)85.3%	セミナー等の参加者の満足度(アンケートの「とても満足」「満足」の割合)88.9%	セミナー等参加者の満足度(アンケートの「満足」の割合)70%	人権推進課
				2 男女共同参画情報紙「フィフティだより」の発行	男女共同参画週間や人権週間などのあらゆる機会を通じ、男女共同参画について分かりやすい記事の掲載を心がけ、様々な角度からの意識啓発を行う。	年3回発行	フィフティだより年3回発行全戸配布	フィフティだより年3回発行全戸配布	年3回発行全戸配布	人権推進課
				3 市広報への啓発記事の掲載	男女共同参画について分かりやすい記事の掲載を心がけ、様々な角度からの意識啓発を行う。	随時	随時 フィフティだより等において、男女共同参画週間など特集記事を掲載	随時 フィフティだより等において、男女共同参画週間など特集記事を掲載	随時 男女共同参画週間に特集掲載	人権推進課
		2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	4 社会的自立に向けたキャリア形成の支援	子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識に持つ偏見をなくし、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するために、「基礎的・汎用的能力」「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」を育成する。	目標をもって学校生活を送っている児童生徒の割合79%(令和元年度)	目標をもって学校生活を送っている児童生徒の割合84%	目標をもって学校生活を送っている児童生徒の割合83.8%	目標をもって学校生活を送っている児童生徒の割合が80%以上	学校教育課
			3 次代を担う若年層への啓発の充実	5 若年層への啓発	誰もが自らの意思で多様な生き方を選択できる「ライフプランニング(将来の仕事、夢や希望)」を達成するため、人間関係形成や自己管理、課題対応など「基礎的・汎用的能力」をつけるための学習機会を児童・生徒などの若年層へ提供します。	教育活動全般(特別活動を要した各教科の授業等)での啓発	特別活動、総合的な学習の時間、道徳等において、多様性についての指導及び啓発	特別活動、総合的な学習の時間、道徳等において、多様性についての指導及び啓発	継続	学校教育課 人権推進課
	②総合的な推進体制の強化	3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	4 男女共同参画センターの拠点設置	6 男女共同参画センターの拠点設置の検討	男女共同参画社会の実現に向けた、情報提供、講座・研修事業、相談事業等の総合的な実施のため、市民が行きやすい拠点と体制を検討する。	—	令和4年10月に設置	令和4年10月に設置	令和5年度設置	人権推進課 総務課
				7 男女共同参画活動推進のための情報提供	各地区における男女共同参画の推進活動に対する支援を行う。男女共同参画情報紙「フィフティだより」を自治会(男女共同参画推進員)及びまちづくり協議会に配布する。地域で活躍している女性にインタビューし、その活躍の内容等を記事にして自治会(男女共同参画推進員)及びまちづくり協議会に配布し紹介する。自治会運営に係る手引書に男女共同参画推進員の役割を明記し、活動内容を明確にする。	「フィフティだより」配布 3回/年 インタビュー記事配布 1回/年	フィフティだより配布 3回/年 インタビュー記事配布 1回/年 各自治会に配布の「自治会運営に係る手引書」に男女共同参画推進員の役割及び自治会役員への女性登用の推進を掲載(令和4年度～)	フィフティだより配布 3回/年 インタビュー記事配布 1回/年 各自治会に配布の「自治会運営に係る手引書」に男女共同参画推進員の役割及び自治会役員への女性登用の推進を掲載(令和4年度～)	「フィフティだより」全戸配布 3回/年 インタビュー記事配布 2回/年	人権推進課 地域振興課
			6 男女共同参画審議会・運営委員会の一元化	8 男女共同参画審議会・男女共同参画センター運営委員会の一元化	市が設置する男女共同参画審議会・男女共同参画センター運営委員会を統合し、効率的な話し合いの場で活発な事業展開が図れるように協議検討する。	—	令和3年度一元化済 男女共同参画審議会(年2回)の開催	令和3年度一元化済 男女共同参画審議会(年2回)の開催	令和3年度一元化	人権推進課
		4 男女共同参画センターの事業の拡充	7 男女共同参画意識浸透のための広報・啓発活動の推進	9 情報が地域全体に届く体制づくり	若年層や団塊の世代等の世代によって、あるいは性別によって、男女共同参画に関する意識や課題は様々であるため、事業所や学校、市民活動団体等と連携し、それぞれに応じた効果的な広報や啓発を行える体制を整える。	—	市広報紙への記事掲載やフィフティだより発行により啓発。男女共同参画アドバイザーに中川智子氏(元宝塚市長)就任。	市広報紙への記事掲載やフィフティだより発行により啓発。男女共同参画アドバイザーに中川智子氏(元宝塚市長)就任。	定期的に情報提供できる体制整備	人権推進課
				8 庁内DV対策連携会議の設置と基本計画の推進	10 庁内DV対策連携会議の設置とDV対策基本計画の推進	庁内DV対策連携会議を設置及びDV対策基本計画(第3次男女共同参画プラン内)を推進する。	—	令和3年度策定・設置済	令和3年度策定・設置済	令和3年度策定・設置
		6 庁内推進体制の充実	9 市職員対象の男女共同参画研修の開催	11 男女共同参画研修	全ての職員が参画について理解を深め業務にあたるよう、職場学習会や、その他研修等のテーマとして取り上げ職員の意識を高める。	数年に1回	①職場学習で「職場の人権意識を高めよう～性の多様性についてさらなる理解に向けて～」をテーマに研修を実施(12月13日) ②人権講演会「LGBTと性の多様性をめぐる人権課題」を管理職研修に位置づけて研修を実施した。消防職を除く管理職52人参加(12月19日)	なし (別のテーマで人権研修を実施)	継続	総務課

基本目標	推進項目	取組内容	取組項目	取組事業	事業内容	計画策定時の現状値(R3)	実績値(R5)	実績値(R6)	成果指標(R13)	所管課
②あらゆる分野でだれもが活躍できるまち	③ 意思決定過程への女性の参画拡大	7 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	10 審議会、管理職等における女性の登用の推進	12 各種審議会等への女性の登用	市政に関する重要な政策方針等を策定する審議会等への女性委員の登用を進める。	40%	38.8% (法令及び条例設置の審議会については40.7%)	40.2% (法令及び条例設置の審議会については41.2%)	45%	人権推進課
				13 事業所における女性の管理職への登用	女性の管理職への登用等の、事業所の自発的な取組や制度の重要性を周知し、女性の活躍促進を働きかける。	—	商工会と連携し情報共有・啓発を推進する。	商工会と連携し情報共有・啓発を推進する。	課長相当職の女性割合20%(50人以上の市内事業所へ聞き取り)	商工観光課
			11 市管理職への女性の登用	14 市管理職への女性の登用	女性職員が個々の能力を十分に発揮できるよう、能力開発の機会を提供し、積極的に登用を図る。	20%	24%	27%	30%	総務課
				15 キャリアアップ研修の実施	女性職員のキャリア支援のため、係長級以上の職員を対象に順次派遣研修を実施する	年1回	自治研修所主催の女性のキャリア研修に2名(課長職)派遣	未実施	継続	総務課
			12 政治分野における女性の参画拡大	16 政治分野に参画する女性人材の育成	政治分野に参画する女性人材を育成し、市議会議員における女性の割合をさらに増やす。	21.7%	22.2%	33.3%	30%	人権推進課
	④ 女性活躍の推進	8 就労の場における女性の活躍	13 農の分野における女性のチャレンジ支援	17 農業研修への女性の参加促進	農業に携わる女性のエンパワーメントをはかり、農業経営に参画できるよう各種研修会への女性の参加を促進し、人材を育成する。JA・普及センターと連携し、女性を対象とした農業講座として、「いきいき農村女性オペレータースクール」や「子育てママのプランターで野菜づくり教室」を開催する。	女性が参加しやすい研修会の開催 年2回	「いきいき農村女性オペレータースクール」基本コース1回 ※応用コースは天候不順により中止	「いきいき農村女性オペレータースクール」基本コース、応用コース各1回開催	継続	農都政策課
				18 女性農業者及び女性農業者リーダーの育成	女性の農業委員やJA女性会などの代表者で構成する「丹波篠山市農村女性組織連絡会」が開催する女性農業者を集めた情報交換会やセミナーの開催を支援し、女性農業者の育成及びリーダーの農業団体への参画を推進する。	女性農業委員1人 JA女性理事3人	女性農業委員4人 JA女性理事3人、監事1人	女性農業委員4人 JA女性理事4人	令和6年度女性農業委員数の増加	農都政策課 農業委員会事務局
			14 女性のネットワークづくりへの支援	19 市民や団体への呼びかけ	男女共同参画事業の開催や啓発推進を行うため、市民団体などと協働し、市民の参画による男女共同参画の推進を図る。	—	ワークショップの開催を市民プラザ登録団体と連携	ワークショップの開催を市民プラザ登録団体と連携	市民団体等との協働	人権推進課 地域振興課
			15 女性の起業や再就職のための環境整備	20 女性のための個別相談や、働き方セミナー等の開催	個別相談やセミナー、起業カフェ等を開催するとともに、資金融資や支援助成金制度に関する情報を提供する。	個別相談：年1回(3枠) セミナー：年2回	働き方セミナー(年1回) 起業カフェ(年1回) 個別相談：年2回 女性相談員による相談窓口の設置(常設・委託年14回・アドバイザーによるちょこっと相談月2回)	働き方セミナー(年1回) 起業カフェ(年1回) 個別相談：年2回 女性相談員による相談窓口の設置(常設・委託年14回・アドバイザーによるちょこっと相談月2回)	個別相談：年2回(6枠) セミナー：年3回	人権推進課
				21 就労相談や起業家セミナー、交流会、就職説明会等の情報提供	関係機関が実施する就労相談や起業家セミナー、交流会、就職説明会などの情報を提供する。商工会やハローワークなど関係機関と連携し、雇用・労働に関する法制度の周知・啓発を行う。	市広報、市HPIに情報掲載 「就職フェアinたんば」年1回開催	市HPIに情報掲載し、窓口にてチラシ配布した。女性の起業支援補助申請数8件(40%) 「就職フェアinたんば」を7/11に実施した。働き方セミナー・女性起業カフェへの参加者数20人	市HPIに情報掲載し、窓口にてチラシ配布した。女性の起業支援補助申請数6件(30%) 「就職フェアinたんば」を実施した。働き方セミナー・女性起業カフェへの参加者数13人	・女性の起業支援(夫婦含む)補助申請数5件/年 ・「就職フェアinたんば」継続 ・セミナー(働き方・女性起業)への参加者数30人/年	商工観光課 創造都市課 人権推進課
			16 女性活躍(エンパワーメント)の推進	22 女性のための個別相談や、セミナー等の開催	リーダーとしての能力の獲得や、キャリア形成、スキルアップ等、女性が自ら力をつける機会や情報を提供する。	市広報、市HPIに情報掲載	市広報紙、市HPIに随時情報掲載	市広報紙、市HPIに随時情報掲載	市広報、市HPIに随時情報掲載	人権推進課 商工観光課
	18 女性農業者及び女性農業者リーダーの育成(再掲)	女性の農業委員やJA女性会などの代表者で構成する「丹波篠山市農村女性組織連絡会」が開催する女性農業者を集めた情報交換会やセミナーの開催を支援し、女性農業者の育成及びリーダーの農業団体への参画を推進する。		女性農業委員1人 JA女性理事3人	女性農業委員4人 JA女性理事3人、監事1人	女性農業委員4人 JA女性理事4人	令和6年度女性農業委員数の増加	農都政策課 農業委員会事務局		

基本目標	推進項目	取組内容	取組項目	取組事業	事業内容	計画策定時の現状値(R3)	実績値(R5)	実績値(R6)	成果指標(R13)	所管課
②あらゆる分野でだれもが活躍できるまち	⑤ ワーク・ライフ・バランスの推進	9 仕事と家庭を両立できる環境の整備	17 一人一人の働き方の見直しの推進	23 ワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事中心のライフスタイルの見直し等、ワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発する。	—	啓発チラシ、ポスターを窓口に配置・掲出し、情報を提供 男性の育児参加に関する講演会の実施と事業所への参加案内	啓発チラシ、ポスターを窓口に配置・掲出し、情報を提供 女性が活躍できる職場づくりに関する講演会の実施と事業所への参加案内	市広報、市HPに情報掲載 事業所へのメルマガ(月1回送付)に情報掲載(年2回)	人権推進課 商工観光課
				24 労働に関する各種法律や制度の周知	広報紙や情報紙など様々な媒体を通じて、「男女雇用機会均等法」「パート労働法」「労働者派遣法」等の周知を図るとともに、商工会などの関係機関と連携して情報提供を行う。	市広報、市HPに情報掲載	啓発チラシ・ポスターを窓口に配置・掲出し、情報を提供	啓発チラシ・ポスターを窓口に配置・掲出し、情報を提供	法制度改正があった場合は、特に市広報、市HP等を通じて情報提供	商工観光課
			18 仕事と家庭を両立できる職場環境の整備	25 働き方改革や制度の周知	広報紙や情報紙など様々な媒体を通じて、「働き方改革」や制度等の周知を図るとともに、商工会などの関係機関と連携して情報提供を行う。	市広報、市HPに情報掲載	啓発チラシ、ポスターを窓口に配置・掲出し、情報を提供 男性の育児参加に関する講演会の実施と事業所への参加案内	啓発チラシ、ポスターを窓口に配置・掲出し、情報を提供 女性が活躍できる職場づくりに関する講演会の実施と事業所への参加案内	商工会等の関係機関から積極的に情報を収集し、市広報や市HP等に掲載	人権推進課 商工観光課
				26 母子・父子自立支援員の設置	ひとり親家庭の母・父が、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立できるよう、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導、また職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。	1名	1名	1名	継続	社会福祉課
			19 多様な働き方への支援	20 女性のための個別相談や、働き方セミナー等の開催(再掲)	個別相談やセミナー、起業カフェ等を開催するとともに、資金融資や支援助成金制度に関する情報を提供する。起業やテレワークの活用等、多様な働き方に対応する就労支援を行う。	個別相談：年1回(3枠) セミナー：年2回	働き方セミナー(年1回) 起業カフェ(年1回) 個別相談：年2回 女性相談員による相談窓口の設置(常設・委託年14回・アドバイザーによるちょこっと相談月2回)	働き方セミナー(年1回) 起業カフェ(年1回) 個別相談：年2回 女性相談員による相談窓口の設置(常設・委託年14回・アドバイザーによるちょこっと相談月2回)	個別相談：年2回(6枠) セミナー：年3回	人権推進課 商工観光課
					27 パパママ教室	父母がともに協力しながら妊娠期を順調に過ごし、安心して出産、子育てに臨むことができるよう、男性の育児参加への意欲を高めるため、妊娠5～7か月の妊婦及びそのパートナー・家族を対象に、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及・啓発し、不安の軽減や仲間づくりを行う。また、父母がお互いを認めあえるようにする。	2回シリーズで年6回(土曜開催) 実績：パパ延べ52人	参加者数 ママ延べ78人 パパ延べ55人	参加者数 ママ延べ69人 パパ延べ50人	回数継続 パパの参加者の増加
			20 男性の家庭参画の推進	28 父親子育て参加啓発事業等の実施	子育てふれあいセンターにおける父親子育て参加啓発事業や子育て学習講座並びに相談事業を通じて、父母がともに子育ての知識や技術を習得し、お互いの気持ちを理解し合えるようにするとともに、子育てへの理解と教育力の向上を目指す。	「お父さんといっしょ」年2回 「子育て学習講座」年4回 「相談事業」随時	「お父さんといっしょ」年2回(延べ19人) 「子育て学習講座」年4回(父：延べ3人) 「相談事業」随時 「お父さんルーム」年12回(延べ60人)	「お父さんといっしょ」年1回(延べ12人) 「子育て学習講座」年6回(父：延べ21人) 「相談事業」随時 「お父さんルーム」年11回(延べ46人)	「お父さんといっしょ」年3回 「子育て学習講座」等年6回 「相談事業」随時 その他各種事業への父親の参加促進	子育て企画課
					29 延長保育	就労形態の多様化等による保護者ニーズに対応するため、通常保育時間(11時間)前後に延長して保育を行う。	市内2箇所	市内2箇所	市内2箇所	市内2箇所
			21 子育て環境の充実	30 学童保育	安心して児童を預けられる環境を整えることで、女性の就労及び社会進出を促す。保護者が共働きなどで昼間家庭にいない小学生(1～6年生)に、授業の終了後や長期休業期間中に安全な遊び場や生活の場を提供する。	市内11箇所	市内11箇所	市内11箇所	継続	子育て企画課
				31 病児保育	保護者の就労等により必要となった場合に、安心して預けられる場を提供するため、病気時および病気回復期の乳幼児の保育を行う。	事前登録者数 608人	事前登録者数 775人(R5年度新規129人)	事前登録者数 837人(R6年度新規111人)	事前登録者数 新規60人以上	子育て企画課
				32 障害児保育	保護者の就労等により保育を必要とする場合に、安心して預けられる場を提供するため、障がいのある子どもの地域生活を支援するため、集団保育を通じて発達促進を図る。	全園実施	全園実施	全園実施	全園実施	保育教育課

基本目標	推進項目	取組内容	取組項目	取組事業	事業内容	計画策定時の現状値(R3)	実績値(R5)	実績値(R6)	成果指標(R13)	所管課
②あらゆる分野でだれもが活躍できるまち	ワーク・ライフ・バランスの推進 ⑤	9 仕事と家庭を両立できる環境の整備	21 子育て環境の充実	33 保育ボランティアの養成	社会福祉協議会の事業であるボランティア団体の育成事業を補助し、ボランティア団体の育成を推進する。ボランティア人口が増加する事で託児ボランティアの需要に対応可能となり、地域で子育てを担う環境が整う。	2団体	2団体	2団体	3団体	子育て企画課 社会福祉協議会
				34 ファミリーサポートセンター事業	子育ての応援をしたい人(協会員)と子育ての応援してほしい人(依頼会員)との会員組織による相互援助活動により、地域での子育て支援の輪を広げる。社会福祉協議会のファミリーサポートセンター事業を補助する。	会員数326人	会員数315人	会員数285人	会員数350人	子育て企画課 社会福祉協議会
				35 こんにちは赤ちゃん訪問	保健師や助産師が生後4か月までのすべての乳児を対象に家庭訪問し、身体計測や育児指導等を実施する。また、訪問時にエジンバラ産後うつ質問票を実施し、産後うつの早期発見と早期支援を行う。	こんにちは赤ちゃん訪問実績:実施率96.1%(R2)	訪問実施率96.2%	訪問実施率98%	訪問実施率100%	健康課
				36 子育て相談日の開設	保健師、栄養士、歯科衛生士による育児相談、栄養指導、歯科保健指導を実施する。乳幼児をもつ保護者が気軽に子育ての悩みや心配について相談でき、育児不安の解消や育児の孤立を防ぐ。また、参加者同士の交流の場となる。	年12回	年12回 延べ54人	年12回 延べ65人	継続	健康課
				37 4歳児相談事業	全ての4歳児の保護者に質問票を実施し、幼稚園やこども園の巡回相談と連携しながら、保護者が子どもの成長や発達を正しく理解し、子育てできるよう親支援を強化する。	年1回	年1回 質問票回収率100%	年1回 質問票回収率99.2%	継続	健康課
				38 すくすく相談	健診等で身体の発育、発達が気になる乳幼児とその保護者を対象に、小児科医や理学療法士による診察や専門相談を実施する。乳幼児の健やかな成長、発達支援と保護者の育児不安を軽減する。	年4回	年4回 延べ14人	年4回 延べ15人	継続	健康課
				39 妊婦健診費助成事業	母子の健康を守り、安心して出産を迎えるために、妊婦健康診査費用の助成を行う。妊婦がより健やかな妊娠期を過ごすことができ、受診機会を確保し、妊娠中の異常を早期に発見することができる。また、妊娠、出産にかかる経済的負担の軽減につながる。	妊婦一人あたり12万の助成(多胎の場合は5万円追加)	妊婦一人あたり12万円の助成(多胎の場合は5万円追加)	妊婦一人あたり12万円の助成(多胎の場合は5万円追加)	継続	健康課
				40 My助産師による産前産後ケア事業	女性が安心して子どもを産み育てることができるよう、また、地域での孤立を防ぎ、虐待を予防するため、市内すべての妊婦に対して、一人の担当助産師の訪問(産前3回、産後1回)等による、きめ細やかな寄り添い支援(産前産後の継続ケア)を実施する。	ケア実施252人(R2.8月～R3.7月) 全妊婦の75.4%がMy助産師希望	ケア実施数 188人 My助産師利用率 78.7%	ケア実施数 185人 My助産師利用率 79.3%	My助産師利用率100%	健康課
				41 派遣カウンセラー事業	「心の専門家」であるスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒や保護者、教職員との心の相談や発達相談・教育相談を行い、子どもの悩み、心の中の課題を受け止め、子どもたちや家庭を支える体制の充実を図る。	全小・中学校へ派遣	全小・中学校へ派遣	全小・中学校へ派遣	全小・中学校へ派遣	学校教育課
				42 教育支援センター(ゆめハウス)事業の充実	不登校対策として、教育支援センター「ゆめハウス」に児童生徒支援指導員を配置し、学校復帰や社会的自立及び自己実現のための指導・支援を行う。	指導員3人	指導員3人	指導員3人	指導員3人	学校教育課
			43 青少年育成相談事業	児童生徒や保護者、教職員が抱える課題を受け止め、支える体制を充実する。保護者からの不登校や家庭教育などの相談、教職員からの課題への取り組み方についての相談などに対応する。	臨床心理士教育相談:週2回 学校園経営指導主事教育相談:毎日	臨床心理士教育相談:週3回 学校園経営指導主事教育相談:毎日	臨床心理士教育相談:週4回 学校園経営指導主事教育相談:毎日	臨床心理士教育相談:週2回 学校園経営指導主事教育相談:毎日	教育研究所	
			22 介護環境の充実	44 介護保険事業における安定的な介護サービスの確保と提供	支援を必要とする高齢者が介護保険事業を安心して利用できるよう、事業を適正に運営することにより、住み慣れた地域での生活を維持、継続できる環境を目指すと共に、男性も女性も介護する側の負担軽減や介護離職ゼロの実現を目指す。	-	高齢者の自立支援と介護負担軽減を目的に介護サービス等が必要な人には介護保険制度が利用できるよう支援しており、市内の介護保険サービス事業所の種類や定員数も充実している。	仕事と介護の両立を図るために、介護支援専門員が介護者や介護サービス事業所と連携しながら、必要な介護サービス等を適切に利用できるような支援を行っている。	-	長寿福祉課
				45 地域包括支援センター事業	介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」であり、専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援などの相談に応じる。	971件(実件数)の相談があり、2,636回対応	1,044件(実件数)の相談があり、3,113回対応	1,214件(実件数)の相談があり、2,665回対応	1,020件(実件数)	長寿福祉課

基本目標	推進項目	取組内容	取組項目	取組事業	事業内容	計画策定時の現状値(R3)	実績値(R5)	実績値(R6)	成果指標(R13)	所管課	
②あらゆる分野でだれもが活躍できるまち	⑥ 男性の家庭・地域活動への参画促進	10 男性の家事・育児等、家庭や地域活動への参画促進	23 家事や育児、介護等の生活スキルの習得支援	46 父親子育て参加啓発事業等の実施	子育てふれあいセンターにおいて、父親子育て参加啓発事業(お父さんといっしょ)や子育て学習講座並びに相談事業を実施する。	「お父さんといっしょ」年2回 「子育て学習講座」年4回 「相談事業」随時	「お父さんといっしょ」年2回(延べ19人) 「子育て学習講座」年4回(父:延べ3人) 「相談事業」随時 「お父さんルーム」年12回(延べ60人)	「お父さんといっしょ」年1回(延べ12人) 「子育て学習講座」年6回(父:延べ21人) 「相談事業」随時 「お父さんルーム」年11回(延べ46人)	「お父さんといっしょ」年3回 「子育て学習講座」年6回 「相談事業」随時 その他各種事業への父親の参加促進	子育て企画課	
				47 ヘルシークッキング教室の開催	中高年の男性を対象に、食に対する基本的な知識と簡単な自炊の仕方を身につけ、健康的な食生活の知識や関心を高めることで「食」の自立といきいきとした元気な高齢者をめざす。	10回シリーズ/年	4回シリーズ×2 ①9人 ②6人	6回シリーズ 12名	継続	健康課	
				48 介護教室・介護セミナー、介護者のつどいの開催	性別や年齢を問わず介護中の方や介護に関心のある方を対象に、身体介護の方法や認知症の方への対応等について学ぶ機会や介護者同士で語り合う場を設け、介護負担を軽減する。	介護教室・介護者の集い2回	介護教室・介護者の集い2回(延べ37人)	介護教室・介護者の集い1回(一般参加者43名)	介護教室・介護者の集い3回	長寿福祉課	
		11 男性の参画促進に向けた気運醸成	24 働き方の見直しや家庭参画への意識啓発	49 働き方改革や男性の家庭参画の重要性周知	広報紙や情報紙、SNSなど様々な媒体を通じて、「働き方改革」や男性の家庭参画の重要性を周知する。	情報紙「フィフティだより」に掲載	情報紙「フィフティだより」への記事掲載により啓発。男女共同参画研修会(2/14実施)のテーマに「男性の育児参加」を取り上げ実施	情報紙「フィフティだより」への記事掲載により啓発。男女共同参画研修会(2/12実施)のテーマに「女性が活躍できる職場づくり」を取り上げ実施	フィフティだより、市広報、市HP、市ラインに掲載	人権推進課	
				50 市役所男性職員の育児休業取得率向上	子育てをする男性職員への支援、働きやすい環境づくりを進めるため、労働時間短縮や柔軟な勤務形態の導入等の情報提供、啓発を行う。	R2年度実績16.7%(希望者の100%)	令和4年度実績14.3%	令和5年度実績18.2%	20%(希望者の100%)	総務課	
				51 事業所に対する働きかけ	事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスの重要性の情報提供をする。子育てをする男性社員へ、育児や育児休業等の制度に関する情報提供、啓発を行う。	64件(R2男女共:育児給付金受給者資格件数から)	52件(R4男女共:育児給付金受給者資格件数ハローワーク篠山出張所業務概要[年報])	2,250件(R5ハローワーク柏原管内) ※育児給付金受給者資格件数について、令和5年度から非公表となったため、同受給者実人数を指標とする。	70件(男性の育児休業取得率向上)	商工観光課	
		⑦ 働く場における男女共同参画の推進	12 働きやすく働きがいのある環境づくり	26 職場の処遇改善	24 労働に関する各種法律や制度の周知(再掲)	広報紙や情報紙など様々な媒体を通じて、「男女雇用機会均等法」「パート労働法」「労働者派遣法」等の周知を図るとともに、商工会などの関係機関と連携して情報提供を行う。時間外勤務時間の短縮や、育児・介護休業制度の導入に向け、各種支援制度や活用事例の紹介も含めた啓発を行う。	市広報、市HPに情報掲載	啓発チラシ・ポスターを窓口には配置・掲出し情報提供した。県最低賃金についてHP掲載した。	啓発チラシ・ポスターを窓口には配置・掲出し情報提供した。県最低賃金についてHP掲載した。	法制度改正があった場合は、特に市広報、市HPなどを通じて情報提供	商工観光課
					52 男女平等に働ける環境づくり	職場における固定的性別役割観による慣行の見直しを図るよう啓発する。	—	情報紙「フィフティだより」への記事掲載により啓発。男女共同参画研修会(2/14実施)のテーマに「男性の育児参加」を取り上げ実施	情報紙「フィフティだより」への記事掲載により啓発。男女共同参画研修会(2/12実施)のテーマに「女性が活躍できる職場づくり」を取り上げ実施	関係機関から積極的に情報を収集し、市広報や市HPなどで啓発	人権推進課 商工観光課
				27 各種ハラスメントの防止対策の推進	13 事業所における女性の管理職への登用(再掲)	女性の管理職への登用等の、事業所の自発的な取組や制度の重要性を周知し、女性の活躍促進を働きかける。	—	商工会と連携し情報共有・啓発を推進する。	商工会と連携し情報共有・啓発を推進する。	課長相当職の女性割合20%(50人以上の市内事業所へ聞き取り)	商工観光課
	14 市管理職への女性の登用(再掲)				女性職員が個々の能力を十分に発揮できるよう、能力開発の機会を提供し、積極的に登用を図る。	20%	24%	27%	30%	総務課	
	53 各種ハラスメントの起こらない職場づくり				セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等、各種ハラスメントの防止対策について、周知と意識啓発を進める。	数年に1回	市民に対し研修会を開催して意識啓発	職員向け研修会は実施していない	数年に1回	総務課 人権推進課	
	54 事業所に対する働きかけ	事業所に対し、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等、各種ハラスメントの防止対策について、周知と意識啓発を進める。	市広報、市HPに情報掲載	啓発チラシ・ポスターを窓口には配置・掲出し情報提供した。	啓発チラシ・ポスターを窓口には配置・掲出し情報提供した。	法制度改正があった場合は、特に市広報、市HPなどを通じて情報提供	商工観光課				

基本目標	推進項目	取組内容	取組項目	取組事業	事業内容	計画策定時の現状値(R3)	実績値(R5)	実績値(R6)	成果指標(R13)	所管課
③性別にかかわらずお互いに尊重し合えるまち	⑧ 相手を尊重し、思いやる心づくり	13 意識改革の展開	28 意識改革を進める啓発活動の展開	2 男女共同参画情報紙「フィフティだより」の発行(再掲)	男女共同参画週間や人権週間などのあらゆる機会を通じ、男女共同参画について分かりやすい記事の掲載を心がけ、様々な角度からの意識啓発を行う。	年3回発行	年3回発行 全戸配布	年3回発行 全戸配布	年3回発行 全戸配布	人権推進課
				3 市広報への啓発記事の掲載(再掲)	男女共同参画について分かりやすい記事の掲載を心がけ、様々な角度からの意識啓発を行う。	随時	随時 フィフティだより等において、男女共同参画週間など特集記事を掲載	随時 フィフティだより等において、男女共同参画週間など特集記事を掲載	随時 男女共同参画週間に特集掲載	人権推進課
			29 子どもへの教育の充実	55 子どもへの教育	道徳教育、人権教育、情報モラルの育成などにより、人間形成の基盤となる豊かな情操と道徳性を培い、子どもたちが主体的に判断し、適切に行動する力を育成する。	研修会を実施	小・中・特別支援学級の教職員を対象に研修会を実施	小・中・特別支援学校の教職員を対象に研修会を実施	継続	学校教育課 教育研究所
	⑨ 多様な人々が安心して生活できる環境の整備	14 多様性を理解する意識の醸成	30 命の教育、性的マイノリティへの理解促進	56 子どもへの教育	家庭での教育力を向上し、家庭教育を通じた男女共同参画意識の向上を進める。乳幼児期からの子どもの発達段階に応じ、男女共同参画の視点に立った学習を進める。性的マイノリティに関する理解を促進するとともに、互いに尊重し認め合う共生の心を育む人権教育・学習を進める。主体的で多様な選択を可能にする職業観を育む教育を進める。	教育活動全般(道徳の授業等)で啓発	教育活動全般で啓発	教育活動全般で啓発	継続	学校教育課 保育教育課
				57 命の教育、性的マイノリティについての啓発	家庭、学校園、地域等と連携して、性教育、健康教育、情報活用教育の充実を図り、命の大切さを学ぶ機会を提供する。性的マイノリティ等、性の多様性について意識啓発を進める。	LGBTパネル展示・アンケート調査実施 教育活動全般(道徳の授業等)で啓発	(学)道徳の授業等で啓発 参観日や研修会等で保護者へ啓発 (健)思春期ふれあい体験: 小学校4校 74人 (人)令和5年4月パートナーシップ宣誓制度開始。令和5年度宣誓者数1組 市役所各課窓口に啓発用パネル(卓上型)の設置 住民学習及び市職員の人権研修のテーマに「性の多様性について」を設定し、実施	(学)道徳の授業等で啓発 参観日や研修会等で保護者へ啓発 (健)思春期ふれあい体験: 小学校2校 54人 (人)令和5年4月パートナーシップ宣誓制度開始。宣誓組数1組。市役所各課窓口に啓発用パネル(卓上型)の設置。 男女共同参画センター、市役所及び各支所へPR用のぼりを掲出	令和5年度、パートナーシップ制度導入 教育活動全般での啓発	学校教育課 保育教育課 健康課 人権推進課
			31 生涯学習の充実	58 高齢者大学における人権講座等の開講	高齢者大学等、社会的課題に対応するための人権学習や男女共同参画研修などの機会を提供する。人権や男女共同参画にかかる一般教養講座を市内高齢者大学において、年間1回以上開催することで、受講者の人権意識の啓発を図る。	7学園のうち3学園で人権講座を実施	7学園のうち4学園で人権講座を実施	7学園のうち4学園で人権講座を実施	年1回以上	中央公民館
	⑩ 女性への暴力に対する防止対策	15 女性への暴力防止対策の推進	32 配偶者・パートナーからの暴力の防止対策の推進	59 暴力根絶のための意識啓発	関係機関相互の連携を強化し、暴力を許さない意識啓発と防止対策を進める。地域全体での見守り等を推進し、配偶者等からの暴力や虐待を発見したときの通報制度や相談機関等を周知する。	情報紙、市HPに掲載、ポスター掲示	情報紙「フィフティだより」、HPへの記事掲載により啓発。パープルリボン運動(庁舎パープルライトアップなど)の実施	情報紙「フィフティだより」、HPへの記事掲載により啓発。パープルリボン運動(庁舎パープルライトアップなど)の実施	情報紙、市HPに掲載、パープルリボンキャンペーン活動充実	人権推進課 社会福祉課 長寿福祉課

基本目標	推進項目	取組内容	取組項目	取組事業	事業内容	計画策定時の現状値(R3)	実績値(R5)	実績値(R6)	成果指標(R13)	所管課		
④だれもが住みやすく、安心して暮らせるまち	⑩互いに支え合う地域づくり	16 地域における男女共同参画の推進	33 男女の地域活動への参加、参画の推進	60 自治会長会等の女性役員登用促進	自治会長会等に対して、女性や若年層が参加しやすい時間設定の役員会や事業を提案し、女性役員登用にに向けた働きかけと情報提供を行う。	女性役員が2人以上の自治会の割合31%	30.15%	31.30%	女性役員が2人以上の自治会の割合40%	人権推進課 地域振興課		
			34 互いに支え合う地域の推進	61 地区福祉会議の開催	日頃の見守りを通して、孤立の防止と高齢者等が抱える福祉課題を発見し、地域で解決に向けた協議の場を持つ。自治会やまちづくり協議会、民生委員児童委員協議会、福祉委員連絡会を中心に、まち協や自治会などの地域の福祉課題を共有し、解決に向けた取り組みについて話し合う。	まち協単位(19地区)年1回	まち協単位17地区で実施	まち協単位18地区で実施	継続 地区代表者会議の開催促進	長寿福祉課 社会福祉協議会		
				62 介護予防サポーターのボランティア登録	手助けをしてほしい人とお手伝いをしたい人を登録し、家事の手伝いや見守り活動により、高齢者が自宅で安心して生活できるよう見守り支援サポーター養成講座を社会福祉協議会が実施。	介護ボランティア82人	介護ボランティア登録者数57人	介護ボランティア登録者数63人	地域で活動できる仕組みを作りながら介護ボランティアを育成	健康課 社会福祉協議会		
				35 防災活動における男女共同参画の推進	63 女性消防団員活動推進事業	消防団員に女性班を設置し10人の女性消防団員を任用している。今後女性消防団員の増員や活動強化を行い、更なる市民に対する防災・防火等の啓発活動を行う。昨今顕著となっている防災・減災意識の高まりをさらに進める。	女性10人	女性9人	女性11人	女性15人	市民安全課	
			64 女性防災士の増員		さらなる女性防災士の増員に努め、地域における防災・減災意識の高まりをさらに進める。	女性12人(11.3%)	女性14人(11.6%)	女性19人(14.8%)	女性15人(13.0%)	市民安全課		
			36 災害時(コロナ禍含む)の弱い立場の人への配慮	65 女性の視点を活かした避難所の設営や災害対策	弱い立場の人に配慮した避難所の設営や災害対策に努める。	避難所主要6箇所に女性職員6人配置	継続 女性職員43人配置(35.8%)	継続 女性職員47人配置(39.2%)	継続	市民安全課		
			37 高齢者、障がい者、外国人等が安心して生活できる環境の整備	66 外国人児童生徒に対する母語通訳・翻訳及び初期日本語支援事業	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、母語通訳・翻訳支援員や日本語指導員等を派遣するなど、個々の児童生徒の実態に応じた総合的な支援策を展開する。	必要な児童生徒全員に支援	必要な児童生徒全員に支援	必要な児童生徒全員に支援	継続	学校教育課 NPO法人篠山国際理解センター		
				67 外国人住民支援事業	外国人住民相談窓口の設置をはじめ、多言語の生活情報冊子やDVDを作成。日本語教室の開催など、だれもが安全で安心して暮らせるまちづくり、民族や国籍を超えた多文化共生の地域づくりを進める。	随時	外国人市民の生活支援相談事業 166件 通訳ボランティア派遣業務 85件 日本語教室「うりぼう」「うりぼうくらぶ」「うりぼうファミリー」 35人	外国人市民の生活支援相談事業 88件 通訳ボランティア派遣業務 35件 日本語教室「うりぼう」「うりぼうくらぶ」「うりぼうファミリー」 50人	継続	地域振興課 NPO法人篠山国際理解センター		
				68 障がい者相談事業	障がいのある方や家族などの相談支援を総合的・専門的に行い、地域の相談機関との連携や、相談事業者への専門的な指導助言、人材育成を行う。地域生活を支えるための体制づくりや、虐待や権利擁護に関する相談に応じる。	令和3年4月障がい者相談支援センター開設、令和3年7月末相談延べ件数391件(児童47件、成人344件)	相談延べ件数1,917件(児童80件、成人1,837件)	相談延べ件数2,139件(児童40件、成人2,099件)	関係機関と連携しながら、必要な支援につなげる(随時)	社会福祉課		
				69 高齢者こころの相談事業	認知症などの相談に専門医・相談員が対応する。	20件	20件	17件	36件	長寿福祉課		
				70 見守り・虐待防止ネットワークの充実	関係機関とのネットワークを図り、高齢者等虐待予防と早期発見及び見守りを実施する。	協定事業所34事業所・118店舗	協定事業所32事業所・104店舗	協定事業所32事業所・102店舗	協定事業所37事業所・122店舗	長寿福祉課		
			⑪あらゆる暴力に対する防止対策	17 暴力・虐待防止対策の推進	38 児童・高齢者・障がい者への虐待の防止対策等の推進	68 障がい者相談事業(再掲)	障がいのある方や家族などの相談支援を総合的・専門的に行い、地域の相談機関との連携や、相談事業者への専門的な指導助言、人材育成を行う。地域生活を支えるための体制づくりや、虐待や権利擁護に関する相談に応じる。	令和3年4月障がい者相談支援センター開設、令和3年7月末相談延べ件数391件(児童47件、成人344件)うち権利擁護に関する相談12件	相談延べ件数1,917件(児童80件、成人1,837件)	相談延べ件数2,139件(児童40件、成人2,099件)	関係機関と連携し、権利擁護に関する相談に対応障がい者の虐待防止について周知啓発(随時)	社会福祉課
						71 母子・父子自立支援員による相談業務	DV被害者の安全を確保することで更なる被害拡大を防ぎ、心身を回復させる。また、DV被害者が自立して安定した生活を営めるよう相談に応じ、安全確保のために加害者から隔離し、保護を行う。DV被害者の安全確保後に将来に向けて安全で安心な生活を送ることができるよう、関係機関と連携して総合的に生活上の支援を行う。	月～金曜日随時	月～金曜日随時	月～金曜日随時	継続	社会福祉課

基本目標	推進項目	取組内容	取組項目	取組事業	事業内容	計画策定時の現状値(R3)	実績値(R5)	実績値(R6)	成果指標(R13)	所管課
④だれもが住みやすく、安心して暮らせるまち	⑫ あらゆる暴力に対する防止対策	17 暴力・虐待防止対策の推進	39 命の教育、性の尊重の推進	57 命の教育、性的マイノリティについての啓発(再掲)	家庭、学校園、地域等と連携して、性教育、健康教育、情報活用教育の充実を図り、命の大切さを学ぶ機会を提供する。性的マイノリティ等、性の多様性について意識啓発を進める。	LGBTパネル展示・アンケート調査実施 教育活動全般(道徳の授業等)での啓発	(学)道徳の授業等で啓発 参観日や研修会等で保護者へ啓発 (健)思春期ふれあい体験：小学校4校 74人 (人)令和5年4月パートナーシップ宣誓制度開始。令和5年度宣誓者数1組 市役所各課窓口で啓発用パネル(卓上型)の設置 住民学習及び市職員の人権研修のテーマに「性の多様性について」を設定し、実施	(学)道徳の授業等で啓発 参観日や研修会等で保護者へ啓発 (健)思春期ふれあい体験：小学校2校 54人 (人)令和5年4月パートナーシップ宣誓制度開始。宣誓組数1組。市役所各課窓口で啓発用パネル(卓上型)の設置。 男女共同参画センター、市役所及び各支所へPR用のほりを掲出	令和5年度、パートナーシップ制度導入教育活動全般での啓発	学校教育課 保育教育課 健康課 人権推進課
				72 フレイル予防・介護予防の推進	高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活するために、要介護状態となることのないようフレイル予防に取り組み、また要介護状態の軽減や重度化を予防するために、保健事業と一体的に介護予防事業を推進し、健康寿命の延伸を図る。	8.7%	介護予防に取り組む高齢者の割合8.5%	介護予防に取り組む高齢者の割合 7.3%	介護予防に取り組む高齢者の割合15%	健康課 長寿福祉課 医療保険課
	⑬ 生涯にわたる健康対策	18 生涯を通じた健康支援	40 心身の健康づくりへの支援	73 健康相談業務	こころとからだの両面からアプローチできる相談窓口を設け、メンタルヘルスのみではなく、健康、育児、介護相談まで、多様な相談をサポートする。	随時	随時	随時	随時	健康課
				74 特定健診の女性受診率の向上	就労女性の心身の健康支援をはかるため、マンモグラフィー検診をセンター健診にセットすることで、女性が健診を受診する機会を増やしていく。働く女性の環境を考慮してマンモグラフィーサンデーの実施。	センター健診年12回 マンモグラフィーサンデー年1回	センター健診とのセット年8回 マンモグラフィーサンデー2回 医療機関年1回実施	センター健診とのセット年8回 マンモグラフィーサンデー2回 医療機関年1回実施	健康課	
				75 がん患者アピアランス事業	薬物療法・放射線療法による脱毛や手術療法による乳房切除など、がん治療による外見変貌を補完する補装具の購入費用を助成する。がん患者の心理的・経済的負担の軽減、就労等社会参加の促進など療養生活の質の維持向上を図る。	2件 所得制限(前年所得400万未満)あり	9件 所得制限(前年所得400万未満)あり	7件 所得制限(前年所得400万未満)あり	健康課	
				76 生理用品サポート事業「ツバメプロジェクト」	経済的な理由で生理用品が買えなかったり入手できず生活に支障が出るなどといった「生理の貧困」に対応するため、生理用品を無償配布するとともに、その背景に隠されている様々な困りごとの相談に応じる。	令和3年度は、9月20日～12月28日まで。希望者が多数の場合は期間を延長	年間を通して配布を実施8カ所 32バック配布	年間を通して配布を実施8カ所 27バック配布	健康課 市民安全課 社会福祉課 人権推進課	
				77 関連情報の市広報やホームページ掲載	働く妊婦に対して、母性健康管理措置の周知、啓発を行い、働きながら安心して妊娠、出産することができるよう、市のHP、広報等で情報提供する。また、母子健康手帳の交付時に面談やパンフレット等を配布する。	随時	随時	随時	健康課	

令和6年度丹波篠山市男女共同参画センター事業実施報告

(1) 男女共同参画アドバイザーの就任

令和5年度に引き続き、男女共同参画アドバイザーとして中川智子さんに就任いただいた。概ね月4回(週1回)程度、男女共同参画センターにお越しいただき、事業推進に関するアドバイスを連続ミニ講座、ちょこっと相談等を実施した。



(2) セミナー・研修会等の啓発事業

① 男女共同参画研修会

市内在住、在勤、在学の方や市内事業所、各自治会の男女共同参画推進員を対象に、市民の男女共同参画に対する意識の向上を図るため、年2回、研修会を開催した。

【第1回】

日 時：令和6年7月11日(木)

19時00分～20時30分

演 題：「それってホントにあたりまえ？」

～アンコンシャス・バイアス

(無意識の思い込み)を知ろう～

講 師：浜野 千春さん(国家資格キャリアコンサルタント)

参加者：117人



【第2回】

県立男女共同参画センターとの共催事業として、市内事業所向けの研修会を開催した。

日 時：令和7年2月12日(水)14時00分～15時30分

演 題：女性が活躍できる職場づくり

講 師：瀧井 智美さん

(株式会社 ICB 代表取締役)

ワークライフバランスコンサルタント)

参加者：84人



② 連続ミニ講座(5月・7月・8月・10月・1月・3月)

定員30人程度の連続ミニ講座を開催。政治や福祉などさまざまなテーマを企画し、あらゆる場面からの男女共同参画について考える機会を提供した。



	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
日時	5月29日(水) 13:30~15:30	7月30日(火) 14:00~16:00	8月23日(金) 13:30~15:30	10月30日(水) 13:30~15:30
演題	起業のはなし	介助犬を知っていますか?	国会よもやまばなし	老いをいかに生きるのか
参加者	22人	38人	23人	24人
	第5回目	第6回目		
日時	1月30日(木) 13:30~15:30	3月4日(火) 13:30~15:30		
演題	災害とボランティア	ハンセン病問題と 人権侵害を考える		
参加者	14人	20人		

③ 出張！女性のための働き方セミナー

女性のキャリア形成や自分らしい働き方、女性が直面しやすい課題を理解し、その乗り越え方を考えるためのセミナーを開催した。(県立男女共同参画センター共催事業)

日時：令和6年6月22日(土)

10時00分~12時00分

演題：「女性のためのキャリアデザイン

～自分の価値観や強みから自分らしい働き方を考える～

講師：飯鉢 仁弥さん(キャリアコンサルタント/ライフシフトパートナー)

参加者：8人



④ 女性起業カフェ in 丹波篠山

丹波篠山市内で起業された先輩女性経営者から、起業されたきっかけや経営のコツなどの身近な話をしていただき、起業に必要な情報を収集・共有する、参加者同士の交流を行うセミナーを開催した。

日時：令和6年9月26日(木)

14時00分~15時30分

講師：梅谷 美知子さん(うめたんF U J I店主)

参加者：5人



⑤ 女性のための出前チャレンジ相談

出産や育児、介護などの理由で離職した女性を支援するため、再就職や起業、新たな地域活動の立ち上げをサポートする一環として、年2回、1回3枠の「出前チャレンジ相談」を開催した。

日 時：令和6年11月16日（土）／令和7年1月25日（土）

いずれも9時00分～12時20分

1枠50分で3枠の実施

相談員：飯鉢 仁弥さん

（キャリアコンサルタント／ライフシフトパートナー）

参加者：1人（11/18 1人 1/25 0人）

⑥ フィフティワークショップ

男女共同参画センター「フィフティ」を身近に知ってもらい、気軽にお越しいただく場所にするため、年2回、ワークショップを開催した。

【第1回】

日 時：令和6年11月9日（土）

10時00分～12時00分

テーマ：「苔玉をつくろう」

講 師：植西 恵子さん（兵庫県認定園芸療法士）

参加者：17人



【第2回】

日 時：令和6年12月7日（土）

10時00分～11時30分

テーマ：「だれでもできるタオルストレッチ」

講 師：小島 賀子さん

（男女共同参画センター相談員

／ヨガ指導有資格者）

参加者：10人



⑦ 男女共同参画情報紙「フィフティだより」の発行

男女共同参画情報紙「フィフティだより」を年3回市広報紙挟み込みにて全戸配布。

（第1回：6月21日、第2回：10月21日、第3回：2月21日）

⑧ 丹波篠山市広報紙特集記事の掲載

「女性に選ばれるまちにするために」をテーマに、市内在住の4人の女性が、普段感じている男女共同参画の現状や課題について話し合う覆面座談会を開催した。

その内容を特集記事として広報紙に掲載した。

座談会日時：令和6年8月21日（水）13：30～15：30

モデレーター：中川 智子さん（男女共同参画アドバイザー）

広報掲載月：広報11月号（10月21日発行）



⑨ 令和6年度女性に対する暴力をなくす運動の実施

実施期間：令和6年11月12日（火）～令和6年11月25日（月）

実施内容：①本庁舎及び第2庁舎のパープルライトアップ

②男女共同参画センター横に特設コーナーを設置

ポスターや啓発物の掲示・飾りつけに加えて、無料でお持ち帰りできるパープルリボンバッジ（スタッフ手作り、数に限りあり）の配布を通じて、運動を啓発した。



(3) 女性委員会

第11期女性委員会（委嘱期間令和4年8月19日～令和6年8月18日の2年間）は、これまでの調査・研究内容を踏まえ、市政に対する提言内容としてまとめ、市長に対し、令和6年4月10日に中間報告を、5月29日には最終報告として提言書を手渡した。

「だれもが安心して利用できる『おもてなしトイレ』で丹波篠山にいらっしやい！」と題した提言書は、清潔で快適な丹波篠山市の公共施設のトイレの整備を取り上げ、特に三の丸広場トイレの改修を提言した。



(4) 相談業務

① 男女共同参画センターでの受付

常設の女性相談員として会計年度任用職員を2名配置し、悩み相談等を受け付けている。

面談による相談は、相談者の安全やプライバシーの保護に配慮し、周囲の視線や音を遮断した相談室（個室）において行った。

また、相談員は、計画的にフェミニストカウンセラー養成講座や県内の研修等を受講し、資質向上に取り組んだ。

■相談件数(常設相談)

区分	人権	DV	家族	生活、健康	性被害	教育、育児	職場、地域の人間関係	その他	総数
件数	0	5	26	7	0	1	2	5	46

区分	面接相談	電話相談	オンライン	総数
件数	33	13	0	46

集計期間：令和6年4月～令和7年3月

② 女性のための悩み相談

令和6年度相談可能日数：14日（1日3枠、毎月第3金曜日+8月と1月の第4日曜日）

男女共同参画センター窓口では相談しづらい問題や、より専門的な相談について対応できるように、特定非営利活動法人フェミニストカウンセリング神戸に委託して、予約制の「女性のための悩み相談」を実施した。（1回3枠）

■相談件数(フェミニストカウンセリング神戸)

区分	生き方	夫婦関係	家族関係	対人関係	性・性被害	こころ	暮らし	労働	その他	総数
件数	1	14	5	0	0	0	0	0	0	20

区分	面接相談	電話相談	オンライン	総数
件数	17	0	3	20

集計期間：令和6年4月～令和7年3月

③ 中川智子さんによる「ちょこっと相談」

令和6年度相談日数：24日（毎月2回/1回2枠）

子育てのこと、家族のことなど、気軽に相談できる予約制の相談会を開催。

また、相談だけではなく、世間話や日常的な愚痴でも受け付け、中川アドバイザーと気軽にお話しができる場とする。



	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	17日 (水)	26日 (金)	8日 (水)	24日 (金)	19日 (水)	28日 (金)	17日 (水)	26日 (金)	21日 (水)	30日 (金)	18日 (水)	27日 (金)
相談者数	0人	2人	1人	0人	2人	2人	2人	2人	0人	中止	中止	中止
	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	16日 (水)	25日 (金)	13日 (水)	22日 (金)	4日 (水)	13日 (金)	15日 (水)	24日 (金)	19日 (水)	28日 (金)	14日 (金)	19日 (水)
相談者数	1人	2人	2人	2人	2人	2人	0人	2人	1人	2人	0人	2人

令和7年度丹波篠山市男女共同参画センター事業実施計画

(1) 男女共同参画アドバイザーの就任【継続】

令和5・6年度に引き続き、男女共同参画アドバイザーとして中川智子さんに就任いただいている。月2回程度お越しいただき、男女共同参画に関するアドバイスや連続ミニ講座、ちょこっと相談等を実施する。

(2) セミナー・研修会等の啓発事業

① 男女共同参画研修会【継続】（7月・2月）

市内在住、在勤、在学の方や各自治会の男女共同参画推進員を対象に、市民の男女共同参画に対する意識の向上を図るため、年2回、研修会を開催する。

【第1回】

日 時：令和7年7月4日（金） 19時00分～20時30分

演 題：「あなたの地域の存続・活性化 ～キーワードは女性、若者～」

講 師：中村 和子さん

（オフィス EEE (Equity・Empowerment・Esteem) 男女共同参画アドバイザー)

【第2回】（2月）

兵庫県立男女共同参画センター（女性活躍センター）との共催事業として、市内事業所向けの研修会を開催する。

② 連続ミニ講座【継続・拡充】（5月・7月・9月・11月・1月・3月）

定員30人程度の連続ミニ講座を開催。さまざまなテーマを企画し、中川アドバイザーを含め外部からも講師をお招きし、年6回開催する。

男女共同参画に関する内容だけでなく福祉などをテーマに、幅広い層に興味を持ってもらえる内容の講座を開催する。

	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
日 時	5月28日（水） 13:30～15:30	7月25日（金） 13:30～15:30	9月25日（木） 13:30～15:30	11月14日（金） 13:30～15:30
演 題	宝塚市長としての 日々を語る	上方落語に見る 女性と男性	サザエさんをネタに 語り合しましょう	未定
講 師	中川智子さん	林家染左さん	中川智子さん	八上桐子さん
	第5回目	第6回目		
日 時	1月30日（金） 13:30～15:30	3月5日（木） 13:30～15:30		
演 題	未定	未定		
講 師	田上時子さん	中川智子さん		

③ 出張！女性のための働き方セミナー【継続】

女性のキャリア形成や自分らしい働き方、女性が直面しやすい課題を理解し、その乗り越え方を考えるためのセミナーを開催する。（県立男女共同参画センター共催事業）

日 時：6月12日（木） 10時00分～11時30分

演 題：「話し方のポイントを学ぶ」

講 師： 荘木 優美さん（C's パートナース代表取締役／ビジネスマナー講師）

④ 女性起業カフェ in 丹波篠山【継続】

丹波篠山市内で起業された先輩女性経営者から、起業されたきっかけや経営のコツなどの身近な話をしていただき、起業に必要な情報を収集したり共有し、参加者同士の交流を行うセミナーを開催する。

日 時：10月7日（火） 10時00分～11時30分

講 師：原田 久美子さん（Café&Bake kururi オーナー）

⑤ 女性のための出前チャレンジ相談【継続】

出産や育児、介護などの理由で離職した女性を支援するため、再就職や起業、新たな地域活動の立ち上げをサポートする一環として「出前チャレンジ相談」を開催する。

日 時：11月7日（金） 9時30分～12時20分

1 枠 50 分で 3 枠の実施

相談員：飯鉢 仁弥さん（キャリアコンサルタント／ライフシフトパートナー）

⑥ フィフティワークショップ【継続】（9月・12月）

男女共同参画センター「フィフティ」を身近に知ってもらい、気軽にお越しいただく場所にするため、年2回、ワークショップを開催する。

【第1回】

日 時：令和7年9月13日（土） 10時30分～12時00分

テーマ：「多肉植物の寄せ植え」

講 師：植西 恵子さん（兵庫県認定園芸療法士）

【第2回】

日 時：令和7年12月6日（土） 10時00分～11時30分

テーマ：「断捨離」

講 師：松本 京子さん（やましたひでこ公認断捨離トレーナー）

⑦ 男女共同参画情報紙「フィフティだより」の発行【継続】（6月・10月・2月）

男女共同参画情報紙「フィフティだより」を年3回市広報紙挟み込みにて発行（全戸配布）。

(4) 相談業務

① 男女共同参画センターでの受付【継続】

常設の女性相談員として会計年度任用職員を2名配置し、悩み相談等を受け付けている。面談による相談は、相談者の安全やプライバシーの保護に配慮し、周囲の視線や音を遮断した相談室（個室）において行っている。

また、相談員は、フェミニストカウンセラー養成講座の受講や県立男女共同参画センターが実施する相談担当者研修に参加するなど資質向上に取り組んでいる。

② フィフティカウンセリングルーム【新規】

令和7年度相談可能予定日数：24日（毎月第2水曜日・第4木曜日）

これまで、特定非営利活動法人フェミニストカウンセリング神戸に委託して実施してきた専門相談を終了し、令和7年度は、男女共同参画センター常設相談員2名による相談室（フィフティカウンセリングルーム）に切り替え、関係部署や関係機関と連携した相談を行う。（1回3枠）



■相談件数

区分	人権	DV	家族	生活、健康	性被害	教育、育児	職場、地域の人間関係	その他	総数
件数	0	0	2 (1)	0	0	0	1 (1)	2	5 (2)

区分	面接相談	電話相談	オンライン	総数
件数	5 (2)	0	0	5 (2)

集計期間：令和7年4月～令和7年5月

※（ ）内はカウンセリングルームにおける相談件数

③ 中川智子さんによる「ちょこっと相談」【継続】

令和7年度相談可能日数：12日（毎月1回／1回2枠）

子育てのこと、家族のことなど、気軽に相談できる予約制の相談会を開催。なお、相談だけでなく、世間話や日常的な愚痴でも受け付け、中川アドバイザーと気軽にお話しができる場とする。

	4/18(金)	5/16(金)	6/20(金)	7/18(金)	8/29(金)	9/19(金)
相談者数	2人	0人	—	—	—	—
	10/17(金)	11/21(金)	12/12(金)	1/16(金)	2/20(金)	3/13(金)
相談者数	—	—	—	—	—	—

「丹波篠山市男女共同参画プラン」中間見直しに係る市民意識調査のお願い

平素は、市政の各般にわたり温かいご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

丹波篠山市では、あらゆる分野への男女共同参画を進めるために、令和4年3月に「第3次丹波篠山市男女共同参画プラン（フィフティプラン）」を策定し、これに基づき様々な施策を実施しているところです。

このフィフティプランが令和8年度で5年が経過するのに合わせ、これまでの取組の成果を検証し、より現状に即した実効性のある施策を展開するため、家庭、職場、地域などにおける丹波篠山市の実態や意識を把握するためのアンケートを実施いたします。回答者は市内に住所を有する18歳以上の方の中から無作為抽出で選ばせていただきました。

お答えいただきました内容は、秘密を厳守し、すべて統計的に処理しますので、個人が特定されたり、他人に知られたりすることはありません。

大変お忙しいところ恐縮ですが、趣旨をご理解のうえご協力いただきますようお願いいたします。

令和7年9月

丹波篠山市長 酒井 隆明

【記入にあたってのお願い】

1. 回答は、必ず封筒のあて名のご本人のお考えをご記入ください。
2. 回答は、鉛筆・ボールペンなどではっきりご記入ください。
3. 質問ごとに、あてはまる番号を○で囲んでください。

質問によっては、複数回答や、文字を記入していただくところがあります。

4. 「その他」にあてはまる場合は、（ ）内に、できるだけ具体的にご記入ください。
5. ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて

10月31日(金)までに投函してください。

6. この調査についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。
7. あて名の方が、市内に居住しておられない場合は、

下記の（ ）内に○をつけて、そのままご返送ください。

（ ）あて名の本人は、市内に住んでいない



【この調査はパソコンやスマートフォン等で回答いただくことも可能です】

インターネットを通じてご回答いただく場合は、下記URL又はQRコードから回答フォームにアクセスの上、10月31日（金）までにご回答をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

丹波篠山市 市民生活部 人権推進課 男女共同参画センター 善明浩二、中筋有香
〒669-2321 丹波篠山市黒岡 191 番地 丹波篠山市民センター 1 階

電話：079 - 552 - 1511 FAX：079 - 552 - 1061

E-mail: jinken_div@city.sasayama.hyogo.jp

◆言葉の認知度についておたずねします。

問1. 次のA～Mの言葉について、あなたはどの程度ご存知ですか。それぞれあてはまるものに1つだけ○をつけてください。

	内容まで知っている	見聞きしたことがある	知らない
A 男女共同参画社会	1	2	3
B 男女共同参画センター	1	2	3
C ポジティブ・アクション（積極改善措置）	1	2	3
D ジェンダー（社会的・文化的な性差）	1	2	3
E ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	1	2	3
F ドメスティック・バイオレンス（DV、配偶者からの暴力）	1	2	3
G デートDV（交際相手からの暴力）	1	2	3
H セクシャル・マイノリティ（性的少数者）	1	2	3
I LGBTQ（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クエスチョニング・クィア）	1	2	3
J 生理の貧困	1	2	3
K 産後パパ育休制度	1	2	3
L 丹波篠山市パートナーシップ宣誓制度	1	2	3
M 丹波篠山市男女共同参画プラン	1	2	3

◆男女平等意識、人権についておたずねします。

問2. 今の社会において、次のA～Gの分野で男女の関係はどのようになっていると思いますか。それぞれあてはまるものに1つだけ○をつけてください。


	男性が優遇されている	どちらかという男性が優遇されている	平等	どちらかという女性が優遇されている	女性が優遇されている	わからない
A 家庭生活	1	2	3	4	5	6
B 地域（自治会など）	1	2	3	4	5	6
C 学校・教育	1	2	3	4	5	6
D 職場	1	2	3	4	5	6
E 法律・制度	1	2	3	4	5	6
F 政治の場	1	2	3	4	5	6
G 社会全体で（社会通念・慣習など）	1	2	3	4	5	6

◆子育て、介護などの家庭生活についておたずねします。

問3. 次のA～Fのそれぞれについて、一般に夫婦はどのように役割を分担するのがよいと思いますか。それぞれあてはまるものに1つだけ○をつけてください。

	主に夫	夫婦同程度	主に妻	わからない
A 生活費の確保	1	2	3	4
B 家事（洗濯・掃除・食事の支度など）	1	2	3	4
C 日常の家計管理	1	2	3	4
D 学校・地域の行事参加、近所とのつきあい	1	2	3	4
E 子育て	1	2	3	4
F 高齢者、病人の世話・介護	1	2	3	4

問4. 男性が家事や子育て、介護などをすることに抵抗感がありますか。あるとしたら、次のうちどれですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1 家事（食事の準備・片付け、そうじ、洗濯など） 2 子育て（ミルクの準備やおムツ交換、保育所などの送迎などを含む） 3 介護（食事の世話やおムツ交換などを含む） 4 その他（具体的に) 5 すべてに抵抗感はない	
---	---

問5. 今後男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまるものにすべて○をつけてください。

1 男性自身の抵抗感をなくす 2 女性の抵抗感をなくす 3 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図る 4 当事者（夫婦間）の考え方を尊重し、まわりの人が固定的な観念などを押しつけない 5 男性が参加することに対する社会の評価を高める 6 男性が参加することについて、職場の上司や同僚などの理解を進める 7 労働時間短縮や休暇制度を普及し、仕事以外の時間を多く持てるようにする 8 男性の参加について、啓発や情報提供、相談窓口の設置、技能研修を行う 9 男性が子育てや介護、地域活動を行うための、仲間（ネットワーク）づくりを進める 10 その他（具体的に) 11 特に必要なことはない 12 わからない	
--	--

◆地域活動への参加についておたずねします。

問6-1. 住んでいる地域（自治会など）に男女不平等なことがありますか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|----|--|
| 1 | 地域（自治会など）の作業に女性がでると不参加料が必要である |
| 2 | 役員選挙に女性が立候補しにくい、また選ばれにくい |
| 3 | 地域の祭礼などの行事に女性の参加に制限があったり、男性と差がある |
| 4 | 役員のほとんどが男性である |
| 5 | 会議などでの座席が、男性は上座、女性は下座と決まっている |
| 6 | 地域行事などで、男性は企画や運営の先導役、女性は接待や飲食の準備などの裏方役と、役割分担が固定化している |
| 7 | 会議などで女性が意見を言いにくかったり、意見を取り上げてもらいにくかったりする |
| 8 | その他（具体的に) |
| 9 | 男女不平等はない |
| 10 | わからない |

問6-2. 問6-1で「1～8（何らかの不平等がある）」とお答えの方におたずねします。

男女不平等の原因はどこにあると思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|----|------------------|
| 1 | 性別によって役割が違うという意識 |
| 2 | 肉体的、体力的な差 |
| 3 | 家庭における教育（しつけ） |
| 4 | 学校における教育 |
| 5 | 社会的なしきたりやならわし |
| 6 | 男性の女性に対する偏見 |
| 7 | 女性の積極性のなさ |
| 8 | 法律や制度の不備 |
| 9 | わからない |
| 10 | その他（具体的に) |

問7. すべての方におたずねします。女性の積極的な地域活動や、自治会などにおける役職登用の促進について、有効だと思うものはなんですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|----|------------------------|
| 1 | 女性が積極的に参加できる雰囲気をつくる |
| 2 | 自治会の規約に、女性役員の数・割合を明記する |
| 3 | 女性組織の育成など、女性の活躍の場を増やす |
| 4 | 参加しやすいよう、会議や行事の日程を見直す |
| 5 | 女性役員の必要性を周知する |
| 6 | 女性自身が積極的に会議や行事に参加する |
| 7 | 家族の理解と協力 |
| 8 | その他（具体的に) |
| 9 | 特に必要ない |
| 10 | わからない |

◆仕事と家庭の両立についておたずねします。

問8. 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について、あなたの「希望」に最も近いものと、「現実」に最も近いものを、それぞれあてはまるものに1つだけ○をつけてください。

問8-1 あなたの希望
1 「仕事」を優先したい
2 「家庭生活」を優先したい
3 「地域・個人の生活」を優先したい
4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
8 わからない

問8-2 あなたの現実（現状）
1 「仕事」を優先している
2 「家庭生活」を優先している
3 「地域・個人の生活」を優先している
4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
8 わからない

問9. 女性が活躍できる職場環境をつくるためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1 残業や休日出勤がないこと
2 フレックスタイム制度や在宅勤務など柔軟な働き方ができること
3 育児休業・介護休業が取れること
4 子どもが病気の時や学校行事の時に休みが取れること
5 保育園、認定こども園、学童保育などの保育環境が整っていること
6 デイサービス、訪問介護などの介護支援サービスが整っていること
7 仕事の成果が適正に評価されること（昇給・昇格・研修など）
8 先輩や上司にお手本となる人がいること
9 職場の人間関係が良いこと
10 復職を支援する制度があること（情報提供、技能訓練など）
11 労働者の権利に関する情報提供や相談窓口が充実していること
12 その他（具体的に _____ ）
13 わからない

◆ハラスメントについておたずねします。

セクシュアルハラスメント

セクシュアルハラスメントとは、「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること」又は「性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じること」をいいます。

パワーハラスメント

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

マタニティハラスメント

マタニティハラスメントとは、上司や同僚からの妊娠や出産、育児休業などに関する言動により、妊娠・出産した女性労働者や、育児休業などを申出・取得した男女労働者の就業環境が害されることをいいます。

問10. あなたは、職場や地域社会、学校などで次のようなことがあった場合、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントといえると思いますか。また、経験したり見聞きしたりしたことはありますか。A～Hのそれぞれについてあてはまるものに1つだけ○をつけてください。

	そう思いますか			経験がありますか			
	思う	思わない	わからない	経験がある	見たことがある	話に聞いたことがある	ない
セクシュアルハラスメント							
A 身体をさわられたり、抱きつかれたりする	1	2	3	1	2	3	4
B じろじろ見られたり、容姿のことをたびたび話題にされたりする	1	2	3	1	2	3	4
C 「まだ結婚しないの」「子どもはまだ」とたびたび聞かれる	1	2	3	1	2	3	4
D 「女のくせに」「男のくせに」など、非難される	1	2	3	1	2	3	4
パワーハラスメント							
E みんなの前で、ささいなミスを大声で叱責される	1	2	3	1	2	3	4
F 挨拶や連絡、報告しても無視される	1	2	3	1	2	3	4
マタニティハラスメント							
G 妊娠・出産・育児を理由とした解雇や雇止め、自主退職を強要するなど不当な扱いを受ける	1	2	3	1	2	3	4
H 妊娠中や産（育）休明けに大事な情報を教えない、わざと心ない言葉をかけるなど嫌がらせ行為をされる	1	2	3	1	2	3	4



あと半分です。
今しばらくおつきあい
ください。

◆ドメスティック・バイオレンス（DV）についておたずねします。

ドメスティック・バイオレンスとは、おもに夫婦や恋人など、親密な関係の人から受ける暴力のことをいいます。身体的暴力だけでなく、暴言をはく・無視するなどの心理的に苦痛を与える精神的暴力や、生活費を渡さないなどの経済的暴力、つきあいを制限するなどの社会的暴力、性行為を強要するなどの性的暴力も含まれています。

問1 1-1. 配偶者や恋人などから、過去5年くらいの間に、一度でも暴力を受けた経験がありますか。身体的暴力だけでなく、言葉の暴力など精神的な暴力も含みます。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

- 1 暴力を受けたことがある・・・・・・・・・・問1 1-2に進んでください
- 2 現在も暴力を受けている・・・・・・・・・・問1 1-2に進んでください
- 3 暴力を受けたことはない・・・・・・・・・・問1 2に進んでください

問1 1-2. 問1 1-1で「1 受けたことがある」、「2 受けている」とお答えの方におたずねします。どのような暴力を受けたことがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 身体的暴力（殴る、蹴る、叩く、物を投げつけるなど）
- 2 精神的暴力（ののしる、無視するなど）
- 3 経済的暴力（生活費を渡さない、生活費を使い込むなど）
- 4 社会的暴力（行動の監視、実家・友人などとの付き合いの制限、仕事をやめさせるなど）
- 5 性的暴力（望まない性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要するなど）
- 6 その他（ ）

問1 1-3. 問1 1-1で「1 受けたことがある」、「2 受けている」とお答えの方におたずねします。暴力について、誰かに相談しましたか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

- 1 相談した・・・・・・・・・・問1 1-4に進んでください
- 2 相談しなかった・・・・・・・・・・問1 1-5に進んでください

問1 1-4. 問1 1-3で「1 相談した」とお答えの方におたずねします。誰（どこ）に相談しましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1 自分の家族 | 6 民生委員・児童委員 |
| 2 暴力をふるった相手の家族 | 7 県や市などの公的相談機関 |
| 3 友人・知人 | 8 警察 |
| 4 弁護士 | 9 ボランティアなど民間の相談機関 |
| 5 医師・看護師など | 10 その他（具体的に ） |

問11-5. 問11-3で「2 相談しなかった」とお答えの方におたずねします。
相談しなかった理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 誰に（どこに）相談すれば良いか分からなかったから
- 2 自分が我慢していればすむことだから
- 3 恥ずかしいから・他人に知られたくなかったから
- 4 相手などからの仕返しが怖かったから
- 5 相談しても解決しないから
- 6 自分が悪かったから
- 7 相手の行為は愛情表現だと思ったから
- 8 相談するほどのことではないと思ったから
- 9 その他（具体的に _____)

問12. すべての方におたずねします。配偶者や恋人などからの暴力をなくすためには、どうすればよいと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 家庭や社会の中の暴力を容認するような風潮をなくす
- 2 学校や家庭で暴力をなくすための教育をする
- 3 ドメスティック・バイオレンスは人権侵害であり犯罪であることを啓発する
- 4 専門の相談窓口を整える
- 5 被害者やその子どもなどのためにシェルター（被害者が一時的に身を寄せることのできる場所）などを整える
- 6 家族でカウンセリングを受けられる体制を整える
- 7 法律の整備や、法律を的確に運用できるようにする
- 8 加害者に暴力を二度とふるわないための教育をする
- 9 加害者への罰則を強化する
- 10 当事者同士や家族がよく話し合い理解を深める
- 11 被害者に寄り添ったり、相談窓口に連絡したりする
- 12 被害者が毅然とした態度をとる
- 13 その他（具体的に _____)
- 14 わからない

◆性の多様性についておたずねします。

性的マイノリティとは、同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などのことをいいます。

「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいいます。

また、最近では、以下のアルファベットの頭文字をとって、「LGBTQ」とも呼ばれています。

Lesbian レズビアン（女性同性愛者）

Gay ゲイ（男性同性愛者）

Bisexual バイセクシュアル（両性愛者：両性に惹かれる人）

Transgender トランスジェンダー（体と心の性に違和感のある人。体の性別と異なる性別で生きるまたは生きたい人。）

Questioning, **Q**ueer クエスチョニング、クィア（性自認や性的志向が明確でない人、固定的でない人定義づけたくない人など。）

問13. あなたは、性的マイノリティ「LGBTQ」という言葉を知っていますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

- 1 聞いたことがあるが正確な意味はわからない
- 2 意味を理解している
- 3 聞いたことが無い

問14. あなたは、性的マイノリティについて、どのような考えやイメージをお持ちですか
(○はいくつでも)

- 1 性の多様性として認めるべきである
- 2 個人の人権として理解・尊重すべきである
- 3 自分自身やまわりに当事者がいるため、身近なことだと思う
- 4 テレビや新聞などで取り上げられることが多いので、何となくわかる
- 5 芸能人など公表する人が増えてきたので、身近に感じる
- 6 偏見や差別などを心配して、隠している人が多いと思う
- 7 個人の趣味・趣向の問題である
- 8 男は男らしく、女は女らしくあるべきである
- 9 その他 ()

問15. あなたは、性的マイノリティに関して、理解をすすめるためにどのようなことが最も必要だと思いますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

- | | |
|--------------------|---------------|
| 1 市民向けの講座やセミナーの開催 | 6 支援や相談体制の構築 |
| 2 市民向けに啓発パンフレットを配付 | 7 その他 () |
| 3 児童・生徒・学生への啓発 | 8 特に何もする必要はない |
| 4 企業への啓発 | |
| 5 マスメディアを活用した周知 | |

◆男女共同参画施策全般についておたずねします。

問16-1. 男女共同参画がどういうものなのかということ、学んだり、教えてもらったりしたことはありますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

- | | |
|---|---------------------------------|
| 1 | ある・・・・・・・・・・・・・・・・問15-2に進んでください |
| 2 | ない・・・・・・・・・・・・・・・・問16に進んでください |

問16-2. 問15-1で「1. ある」とお答えの方におたずねします。男女共同参画についてどこで学んだり、教えられたりしましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | | |
|----|---------------------------------|----|-----------------|
| 1 | 家庭で | 6 | 図書や新聞・テレビなどで |
| 2 | 学校で | 7 | 民間のカルチャーセンターで |
| 3 | 職場で | 8 | 自治会、PTA活動で |
| 4 | 住民学習会で | 9 | 公民館などの講座で |
| 5 | 自主的な学習グループで | 10 | 丹波篠山市が主催する講座などで |
| 11 | 県や他市の男女共同参画（女性）センターなどが主催する講座などで | | |
| 12 | その他（具体的に | | |

問17. 次の丹波篠山市の男女共同参画施策のうち、見たり聞いたりしたことがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 男女共同参画講演会（年2回開催）※1 |
| 2 | フィフティだより（年3回発行） |
| 3 | 女性のための働き方セミナー ※2 |
| 4 | フィフティ連続ミニ講座 ※3 |
| 5 | いきいき農村女性オペレータースクール ※4 |
| 6 | 父親子育て参加啓発事業「お父さんといっしょ」「子育て学習講座」※5 |
| 7 | 女性のための悩み相談（男女共同参画センター 電話番号552-1511） |
| 8 | その他（具体的に |
| 9 | すべて知らない |

※1 直近では、令和7年7月4日（金）に「あなたの地域の存続・活性化～キーワードは女性、若者～」をテーマに開催。

※2 直近では、再就職や継続就業をめざす女性を対象に「話し方のポイントを学ぶ」をテーマに開催。

※3 中川智子男女共同参画アドバイザーによる年間6回の連続ミニ講座。

※4 女性対象の農機具操作講習会。

※5 体育館で運動遊具を使って自由に親子で遊ぶ子育てふれあいセンターの事業。

問18. すべての方におたずねします。総合的にみて、この5年間で男女共同参画は進んだと思いますか。次のA～Gについて、それぞれあてはまるものに1つだけ○をつけてください。

	進んだ	ある程度進んだ	あまり進んでいない	全く進んでいない	わからない
A 家庭生活	1	2	3	4	5
B 地域（自治会など）	1	2	3	4	5

C 学校・教育	1	2	3	4	5
D 職場	1	2	3	4	5
E 法律・制度	1	2	3	4	5
F 政治の場	1	2	3	4	5
G 社会全体で（社会通念・慣習・しきたりなど）	1	2	3	4	5

問19. 男女共同参画社会を実現し、より豊かな丹波篠山市をつくるために、男女共同参画施策としてどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。重要と思うものすべてに○をつけてください。

- 1 子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する
- 2 高齢者や病人の介護サービスなどを充実させる
- 3 育児休業・介護休業などの制度を男女共に利用できるよう普及させる
- 4 保育所や認定こども園など地域の子育て支援サービスを充実させる
- 5 学校教育の場で男女平等と相互の理解や協力の学習を充実させる
- 6 労働時間短縮や在宅勤務の普及など男女共に働き方の見直しを進める
- 7 男女共同参画に関する法律や制度に関する情報提供を充実させる
- 8 各種団体の役員・リーダーに女性の登用が進むよう支援する
- 9 自治会などで男女共同参画についての学習会の開催を促す
- 10 女性の能力開発や就労支援を充実させる
- 11 講演会やセミナーを開催し、意識改革を促す
- 12 市審議会委員や管理職など政策決定の場に女性を積極的に登用する
- 13 民間企業・団体などの管理職に女性の登用が進むよう支援する
- 14 女性に対する暴力の防止や被害者支援を充実させる
- 15 女性や男性の生き方や悩みに関する相談の場を提供する
- 16 男性の労働負担を軽減し、生活にかかわる時間をつくるように企業や事業主に啓発する
- 17 男性の家事などへの参加や自立を支援する
- 18 その他（具体的に _____)
- 19 特にない
- 20 わからない



あと1ページです。
最後までよろしく
お願いします。

◆あなたご自身についておたずねします。

あてはまるものにそれぞれ1つだけ○をつけてください。

問20. 性別について。

1 男性	2 女性	3 その他または答えたくない
------	------	----------------

問21. 年齢について。

1 18～29歳	2 30歳代	3 40歳代	4 50歳代
5 60歳代	6 70歳代	8 80歳以上	

問22. あなたの職業を教えてください。

1 会社・団体などの役員	7 家事専業
2 正規の社員・職員（休業中含む）	8 学生
3 嘱託・臨時・派遣・契約社員等	9 無職（求職中）
4 パート・アルバイト（週35時間以上）	10 無職（求職中以外）
5 パート・アルバイト（週35時間未満）	11 その他（ ）
6 自由業・自営業・家族従業員	

問23. あなたと同居しているご家族の構成を教えてください。

1 ひとり暮らし	5 自分と子どもと孫（3世代）
2 夫婦（カップル）だけ（事実婚含む）	6 親と自分と子ども（3世代）
3 親と自分（2世代）	7 祖父母と親と自分（3世代）
4 自分と子ども（2世代）	8 その他（ ）

※最後に、丹波篠山市の男女共同参画に関して、ご意見やご要望がありましたら、ご記入ください。

調査項目は以上です。ご協力ありがとうございました。

記入もれがないか、もう一度ご確認の上同封の返信用封筒に入れ、封をして、切手を貼らずに 10月31日（金） までにご投函ください。



丹波篠山市 男女共同参画に関する事業所調査

ご協力のお願い

日頃は丹波篠山市政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

丹波篠山市では、令和4年3月に第3次丹波篠山市男女共同参画計画プランを策定し、令和4年10月に丹波篠山市民センター内に開設した男女共同参画センター「フィフティ」を拠点として、男女共同参画社会の実現を目指したさまざまな施策に取り組んでいます。

この調査は、プランの中間見直しにあたり、市内事業所におけるワーク・ライフ・バランスや男女共同参画、女性活躍に関する取り組み状況について実態を把握し、プランに掲げる施策を推進するための基礎資料とします。調査の実施にあたり、市内事業所の中から無作為に抽出した約150事業所を対象に行います。回答は無記名でお願いいたしますので、事業所が特定されたり、情報が漏れたりすることは一切ありません。また、調査目的以外に使用することはありません。調査結果につきましては、後日丹波篠山市のホームページや広報紙等で公表する予定です。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をくださいますようよろしくお願い申し上げます。また、ご記入にあたりましてご不明な点がありましたら、お手数をおかけしますが下記までお問い合わせください。

令和7年9月

丹波篠山市長 酒井 隆明

【ご記入にあたってのお願い】

1. この調査票のご記入は、経営者（代表者）または総務・人事などの担当者にお願いいたします。
2. 調査票の届いた事業所が、本社・本店である場合は、丹波篠山市内の事業所全体のことをお答えください。支社・支店・営業所である場合は、調査票の届いた事業所のことをお答えください。
3. 問1から順に、該当する番号前の□に✓をつけてください。✓をつける数は「1つ」「いくつでも」など質問によって異なりますので、その場合はことわり書きの指示にしたがってご回答ください。機械(OCR)で読み取りますので、□から多少はみ出る程度で✓をお願いします。
4. 「その他」にあてはまる場合は、() になるべく具体的にご記入ください。
5. 回答は、鉛筆、ボールペンなどではっきりとご記入ください。
6. 回答が終わりましたら、調査票のみ同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、10月31日（金）までに郵便ポストに投函してください。返信用封筒に事業所名などは書かないでください。

◇調査についてのご質問などは、お手数ですが下記までお問い合わせください。

〒669-2321 丹波篠山市黒岡 191 番地（丹波篠山市民センター1階）

丹波篠山市男女共同参画センター「フィフティ」

TEL：079-552-1511 FAX：079-552-1061

1 事業所の概要について

問1 貴事業所の経営組織についてお答えください。(☑は1つ)

- | | | | |
|---|----------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1. 株式会社 | <input type="checkbox"/> 2. 有限会社 | <input type="checkbox"/> 3. 合名・合資会社 | <input type="checkbox"/> 4. 個人 |
| <input type="checkbox"/> 5. その他（具体的に： _____ ） | | | |

問2 貴事業所の業種についてお答えください。(☑は1つ)

- | | |
|---|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1. 建設業 | <input type="checkbox"/> 2. 製造業 |
| <input type="checkbox"/> 3. 電気・ガス | <input type="checkbox"/> 4. 運輸業 |
| <input type="checkbox"/> 5. 卸・小売業 | <input type="checkbox"/> 6. 金融・保険業 |
| <input type="checkbox"/> 7. 不動産業 | <input type="checkbox"/> 8. 飲食・サービス業 |
| <input type="checkbox"/> 9. 情報通信業 | <input type="checkbox"/> 10. 医療・福祉 |
| <input type="checkbox"/> 11. その他（ _____ ） | |

問3 貴事業所の形態をお答えください。(☑は1つ)

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 単独事業所（他の場所に本社、支店を持たない事業所） |
| <input type="checkbox"/> 2. 本社・本店等（他の場所に支店を持ち、それらを統括する事業所） |
| <input type="checkbox"/> 3. その他（他の場所にある本社などの統括を受けている事業所） |

問4 貴事業所の雇用状況と管理職等の人数（*1）についてお答えください（ゼロ人の場合もご記入ください）。 （令和7年4月1日現在）

区 分	総人数	うち、女性
1. 役員	人	人
2. 管理職（*2）	人	人
3. 中間管理職（係長、主任など）（*2）	人	人
4. 正規雇用の従業員（管理職等を除く）	人	人
5. 正規雇用以外の従業員（*3）	人	人
合計	人	人

（*1）調査票の届いた事業所が、本社・本店である場合は、丹波篠山市内の事業所全体の人数をお答えください。支社・支店・営業所である場合は、調査票の届いた事業所の人数をお答えください。

（*2）管理職とは、課長級など配下の従業員を指導・監督する立場にある役職の方を指します。係長・主任など、いわゆる「中間管理職」は、「3.」に記入してください（各事業所の規定等に基づいて回答してください。）

（*3）正規雇用以外の従業員とは、パート、アルバイト、契約・嘱託・派遣従業員を指します。

問5 1ヶ月間の、正規雇用従業員の時間外労働は平均してどのくらいですか。年間を通じての月平均をお答えください。(実態に近い番号1つに☑を入れてください)

<input type="checkbox"/> 1. 1～9 時間	<input type="checkbox"/> 2. 10～19 時間	<input type="checkbox"/> 3. 20～29 時間
<input type="checkbox"/> 4. 30～39 時間	<input type="checkbox"/> 5. 40～49 時間	<input type="checkbox"/> 6. 50～59 時間
<input type="checkbox"/> 7. 60～69 時間	<input type="checkbox"/> 8. 70～79 時間	<input type="checkbox"/> 9. 80 時間以上

問6 直近の1年間で、正規雇用従業員の年次有給休暇取得日数は平均してどのくらいですか。(実態に近い番号1つに☑を入れてください)

<input type="checkbox"/> 1. 1～4 日	<input type="checkbox"/> 2. 5～9 日	<input type="checkbox"/> 3. 10～14 日
<input type="checkbox"/> 4. 15～19 日	<input type="checkbox"/> 5. 20 日以上	

2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

※第1子出産後の女性の就業継続率は、53.8%(R5.5 月内閣府男女共同参画局発表)です。
 ※介護離職：親の介護で離職する方は、35歳～65歳で約1%（年間10万人）と言われています。離職の原因はさまざまですが、突然の介護、先の見えない中で心身ともに疲れ、両立が難しい結果と言われています。また、男性よりも女性の離職率が高くなっています。

問7 貴事業所では育児休業制度・介護休業制度を就業規則に規定していますか。また規定がある場合に、今までに休業制度等の利用実績もあるかお答えください。(実態にあう番号すべてに☑)

制度の種類	①規定あり	規定があり、今までに休業制度の利用実績もある		④規定なし
		②男性従業員	③女性従業員	
1. 育児休業制度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 介護休業制度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

問8 貴事業所では、男性・女性ともに従業員の育児・介護休業の取得を含めたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進のためにどのような取り組みをしていますか。または今後取り組みの予定がありますか。(各取組項目ごとに☑は1つ)

取組項目	①実施している	②実施予定あり	③実施予定なし
1. 出産予定である女性従業員への育児休業制度の周知	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 配偶者が出産予定である男性従業員への育児休業制度の周知	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 介護休業制度の周知	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

取組項目	①実施 してい る	②実施 予定あ り	③実施 予定な し
4. 休業中の代替要員の確保	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 休業中および復職時のフォロー体制（面談、情報提供、時短勤務制度等）の整備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 従業員の相談体制の整備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 長時間労働削減の取り組み（事務の効率化等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. フレックスタイムや在宅勤務等の多様な働き方の導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 経営トップや管理職が率先して制度を利用する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. その他 []	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-

問9 貴事業所では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に取り組むことで、どのような効果やメリットがあると思いますか。（はいくつでも）

<input type="checkbox"/> 1. 事業所イメージがアップする	<input type="checkbox"/> 2. 優秀な人材が確保できる
<input type="checkbox"/> 3. 従業員の離職を防ぎ、定着率が向上する	<input type="checkbox"/> 4. 離職を防ぎ、技術・経験の継承につながる
<input type="checkbox"/> 5. 従業員の生産性が向上する	<input type="checkbox"/> 6. 従業員が心身ともに健康で、労働意欲が高まる
<input type="checkbox"/> 7. 女性の活用・登用につながり、女性従業員の意識や意欲が高まる	
<input type="checkbox"/> 8. 職場内の体制を見直すことができ、業務の効率化を図ることができる	
<input type="checkbox"/> 9. 男女が共に能力を発揮し、その活用により組織の活性化につながる	
<input type="checkbox"/> 10. 従業員全体の意識改革を図ることができる	<input type="checkbox"/> 11. 効果やメリットはない
<input type="checkbox"/> 12. その他 ()	

問10 貴事業所では、男性・女性ともに従業員の育児・介護休業の取得を含めたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するにあたり、課題になるのはどのようなことだと考えていますか。（はいくつでも）

<input type="checkbox"/> 1. 休業制度を利用しやすい雰囲気づくり	<input type="checkbox"/> 2. 休業に対する代替従業員の確保
<input type="checkbox"/> 3. 周囲の従業員による業務分担や負担の増	<input type="checkbox"/> 4. 休業中の賃金補償
<input type="checkbox"/> 5. 長時間労働の削減	<input type="checkbox"/> 6. 多様な働き方に対するマネジメント体制
<input type="checkbox"/> 7. 業務の見直しや設備投資による業務の効率化	
<input type="checkbox"/> 8. 多様な働き方に対する顧客や取引先の理解	
<input type="checkbox"/> 9. 必要性は感じるが、日常業務が忙しくワーク・ライフ・バランス推進に取り組む余裕がない	
<input type="checkbox"/> 10. 育児や介護は家庭内のプライベートなことであり、事業所として取り組みの必要性を感じない	

3 女性の活躍について

問 11 貴事業所では、女性の管理職や中間管理職への登用についてどのように考えていますか。(各項目☑は1つ)

項 目	①とても 思う	②やや 思う	③どちら もない	④あまり 思わない	⑤まったく 思わない
1. 意欲や能力のある女性は、どんどん管理職や中間管理職に登用したい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 男女かかわらず、平等に登用したい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 女性をターゲット（購買層）としている商品・サービスの事業であれば、管理職や中間管理職に登用したい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 女性は家事や育児・介護などの負担も大きく、管理職や中間管理職に就くのは難しい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. どちらかという管理職には男性がふさわしく、女性を管理職に登用する予定はない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. その他 []					

問 12 貴事業所では、女性の管理職登用を推進するにあたり、課題になるのはどのようなことだと考えていますか。(☑はいくつでも)

- 1. 必要な知識や経験、判断力等を有する女性従業員が少ない
 - 2. 将来管理職に就く可能性のある女性従業員はいるが、経験年数等を満たしている者がいない
 - 3. 女性従業員は勤続年数が短く、管理職になるまでに退職してしまう
 - 4. 女性従業員は、仕事より家庭を優先する傾向がある
 - 5. 管理職になることに、意欲的な女性従業員が少ない
 - 6. 上司や先輩に、お手本となる女性管理職がいないため将来像を描きにくい
 - 7. 女性管理職とともに働くことに、抵抗のある従業員が多い
 - 8. 女性管理職を育成するためのキャリア研修ができていない
 - 9. 女性管理職を育成するためのさまざまな経験を積ませる人事異動が難しい
 - 10. その他 ()

問 13 貴事業所では、女性の活躍を推進するための取り組みとしてどのようなことを実施していますか。または今後の予定がありますか。（各取組項目ごとに☑は1つ）

取 組 項 目	①実施している	②実施予定あり	③実施予定なし
1. 女性の積極的な募集や採用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 女性を配置する部署や職域の拡大	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 女性の管理職や中間管理職への積極的な登用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 女性に対するキャリア形成の支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 性別に関わらず、育児や介護による休業が昇進等に不利にならない人事考課制度の整備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 非正規雇用から正規雇用への登用制度の整備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 女性の就業環境に配慮した設備や機器の整備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 女性の意見や要望を聞く場や相談体制の整備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 男女の固定的な役割分担意識による慣行の見直し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 女性活躍・男女共同参画・ハラスメント防止等の研修	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11. 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 (※1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12. その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—

(※1) 2022年の改正女性活躍推進法の施行により、一般事業主行動計画の策定や情報公開の義務対象となる企業は、「常時雇用する労働者数が301人以上から101人以上の事業主」に拡大されました。

問 14 女性活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた男女共同参画社会づくりに関する行政の取り組みについて、次に掲げる計画や認定を策定もしくは取得されていますか。または今後の予定がありますか。（各取組項目ごとに☑は1つ）

取 組 項 目	① 策定（取得）している	② 策定（取得）予定あり	③ 予定なし
1. 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. えるぼし認定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. くるみん認定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

4 ハラスメント防止の取組について

問 15 貴事業所で、ハラスメントが問題になったことはありますか。(☑はいくつでも)

1. セクシュアルハラスメント (セクハラ) 2. パワーハラスメント (パワハラ)
 3. マタニティハラスメント (マタハラ) 4. パタニティハラスメント (パタハラ) (*1)
 5. その他のハラスメントが問題になったことがある (具体的に)
 6. 問題になったことはない

(*1) 男性の育休を理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱いを行ったり、不適切な言動をすること

問 16 貴事業所では、下記のハラスメント防止に関する取組みを行っていますか。

(ハラスメントの種類ごとに☑は1つ)

ハラスメントの種類	防止策や対応策について			
	①何らかの取組みを実施している	②何らかの取組みを実施予定	③必要性は感じているが未着手	④必要性を感じておらず取組み予定なし
1. セクハラ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. パワハラ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. マタハラ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. パタハラ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(1つでも ① または ② と回答された事業所 → 問 17-1 へ)

(1つでも ③ または ④ と回答された事業所 → 問 17-2 へ)

問 16 で 1つでも「① 何らかの取組みを実施している」または「② 何らかの取組みを実施予定」と回答された事業所におたずねします。

問 17-1 貴事業所で「実施している」または「実施予定」である取組みはどのようなものですか。

(☑はいくつでも)

1. 相談・苦情に対応するための窓口または担当者を設ける
 2. 経営トップの宣言や就業規則などでハラスメント防止の方針を明確にする
 3. 実態把握のためのアンケートを実施する
 4. ハラスメント防止のための研修、講習等を実施する
 5. 社内報・パンフレット等により啓発する
 6. その他 ()

(→問 18 へ)

問 16 で 1 つでも「③ 必要性は感じているが未着手」または「④ 必要性を感じておらず取り組み予定なし」と回答された事業所におたずねします。

問 17-2 貴事業所で「必要性は感じているが未着手」または「必要性を感じておらず取り組み予定なし」と回答された理由はどのようなことですか。(☑はいくつでも)

- 1. 過去にハラスメントが発生していないから
- 2. ハラスメントが発生したときに個別に対応するつもりだから
- 3. 日常の業務が忙しく、「ハラスメント対応マニュアル」等が整備できていないから
- 4. どのような対応をとればよいかわからない
- 5. その他 ()

問 18 貴事業所で実際にハラスメントが起こったとして、対応するにあたり特に難しいと感じるのはどのようなことですか。(☑はいくつでも)

- 1. どのような案件がハラスメントに該当するのか、判断が難しい
- 2. 当事者のプライバシー保護や精神的なケアが難しい
- 3. ハラスメント相談を受ける担当者の知識やスキルが不足している
- 4. 日常の業務が忙しく、ハラスメントに対応する余裕がない
- 5. その他 []

5 男女共同参画社会の実現に向けた丹波篠山市の取組課題について

問 19 貴事業所における男女共同参画や女性活躍の推進について、丹波篠山市にどのような支援や取り組みを期待しますか。(☑はいくつでも)

- 1. 経営者や事業主、人事担当者等を対象としたセミナーの開催
- 2. 事業所内で開催する研修等への講師の紹介や派遣
- 3. 男女共同参画や女性活躍に関する法律や制度に関する情報提供
- 4. 先進的な取組事例の紹介、ノウハウの提供
- 5. 男女共同参画や女性活躍に取り組んでいる事業所の表彰や公表
- 6. 男女共同参画推進や女性活躍に活用できる補助金等による支援
- 7. 保育や介護等の施設やサービスの充実
- 8. 就業に関するセミナー開催や情報提供
- 9. 市が率先して取組モデルとなる
- 10. 一般事業主行動計画の策定やえるぼし・くるみん・ミモザ企業認定取得のための支援
- 11. その他 []

問 20-1 貴事業所で男女共同参画に関する取組事例や独自の制度などがありましたら、ご紹介ください。また、取り組みや制度導入の前と後で、貴事業所がどのような効果（人材確保や業績向上含む）があったか、差し支えない範囲でご記入ください。

<p>【取組事例や独自の制度】</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

問 20-2 問 20-1 で回答いただいた【取組事例や独自の制度】を「第3次丹波篠山市男女共同参画計画」や「丹波篠山市男女共同参画センター情報紙（フィフティだより）」で、事業所名を明記して紹介しても差し支えない場合は、下記に①事業所名、②ご担当者名、③電話番号をご記入ください。

<p>①【事業所名】</p> <p>②【ご担当者名】</p> <p>③【電話番号】</p>

問 21 丹波篠山市における男女共同参画の推進について、ご意見がありましたらご自由にお書きください。

<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
--

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。
この調査票は、同封の返信用封筒に入れて10月31日（金）までにポストに投函くださいますようお願いいたします。